【ハ．共同住宅等】
（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
【ニ．複合建築物】
□基準省令第１条第１項第３号イの基準
（非住宅部分）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令第１条第１項第３号ロの基準
（複合建築物）